とりつゝ僅三四日の隙なる而已空しく日数を過せ
ども先品川に集會の都合を為さんが急務なり卒品川の山嵜屋許まかりて一義を托し取らんと
品川さして出行る此日は二月廿八日なりとそ然る
に有村は品川新宿の山崎屋某が家に到りしに家
あるじは有村が恙きと悦び且つ吟ずる久々の御光
来こそ店先みづからは恐まあり卒まゲ與へと薦るに
有村は抑留め今朝は殊更用事ありおいとまこそ

未居がさして態と今日訪ふは歩と横を々き行細あ
りてぞ来りしなる主人差引るやと問へ亭主もわ
笑て何まれ且那の御用なるに不の字を決して申さ
と吟を听つ有村は左なりとそ亭主に頼むべし拙者も
も近頃麻布に剣術指南の道場を開業して計らず
多人数の門人出来て這度拙者の為にとて門人ども
が談合して無盡の講を儲け呉しゲ何分にも拙宅を
手隙の繁さに恐る集會做しがけとばまちの

水府の脱士
姿を變じて
大老の
邸を窺ふ

四海千萬國。吞噬
互為若。誰知堯舜
域。忽付犬羊群。警
戒宜及時天未喪
斯文々修武振日。
一夫敵萬軍

二階を借受て開き初會をもよほす欲す期日に来る朔日なり素より晴雨を論ぜずして朝より来會催すべきなりと吹聴して亭主の答へに開に最易き御用なり併なれども御人数に何人さまなれども候ふやと問ふに有村されば其約二十五六名三十名に過ざるべし尚亦當日二三種なり佳肴の准備と特に人数の綽を前日に特に調べて謂遣るべしと亭主を受容るべ有村もその日と約して別ぬ

茲に亦佐野竹之助が書遺したる大和錦と題する長歌あるべ因ふ録して聊本文の餘情に倣へるなり

大和錦

佐野竹之助藤原光明

天照らす神の宮居に神さびて伊勢津に引るいと車
大和錦に織なせる其往古は御旗をば五月蠅なも
心も黒き夷等を撃て近けるけがれを皇御國の雲
井もとぐ已が隨意ままに弾生半の事なれ
ば金の光りに真心もこもるうるはしと大宮人乃

身をぐゝみ五月蠅をわるうきをと雲のうんまぐ曇らせて赤きこの宮人を捕へ尽して東路の囲を下して武蔵なる獄屋の中にひそむらる真心深き人々とる悪さまふとりなして罪なき罪ふつをなひを親の罪とくうき子をぐ遠き島根に流しける猶春雨よそがぬるゝ鶯なるゝを我袖よふつるうゝいめそう紘ど露うち拂らひ丈夫男が心の猛をもう直し大浦浪ゝ生ひ茂る八重の葦とるぐ尽ゝ錦の御旗春風よ吹るびひゝ

て拵弓ひき絞りはゝ夷等と千里の海ふ退けて猶一の本ふ千萬の夷の國を安靡らせん

返歌

敷島のふゝきれ御旗ゝちはゝげ皇いくさの魁やせん

是より下ハ蓮田市五郎が本意と達せし後口吟し和歌を掲出し優ふやさゝとうゝ意が告まろうん而已

三月三日四日五日雪降る細川の郎ふ在りて五日の夕空晴て月影のさゝけると見て

「炉りにそる思ひの雪ぬれて今あふ雲うゝし春の夜の月

隅田川の花いと盛ふく人々花見ふ出るうゝと聞く

「諸人の花ゝるさ侘ふひきかへて嵐まろすの身ぞあろうとあろ

三月廿七日はの日へ死ふ就事よとふりへ人が辞世の

歌ようゝ侍る

色香をばよゝ野のおくふふあきゝ惜まぎゝ散る山ざくゝうゝ

花のかゝり深くゝ深ゝ色香とばちりうん後ぞあれ匂ゝ

妙とかりひて

「なゝちあふまゝもあふせの関ゝゝばねる間も夢ふ戀ぬ夜ぞうゝさ

「あそれゝゝ昼ハひ祈りん夜もすゝゝ駒もたゝせぬ母のおもかげ

「かゝゝ間もかゝゝで秋の時雨ゝゝゝ母とまひしの泪ゝうけり

守人の櫻の花を一枝折ゝいだしけるふ

「守人のあゝまとゝあゝゝ此春をなゝしさゝゝもいゝふなげえん

寄落花述懐

「いをがゝどゝろ嵐のさ絶へきゝ心せゝゝく散るはゝゝゝる

立のなゝあと思ひゝゝはくせゝ事ども皆むゝゝく

ゐりぬしと覚へくれば悲憤のつまりふ

「立のなかと思ひ盡せ〜真心と天津御神もみそなはすらん

是より下のわざうゐ彼人々の歌どもを掲げ出しぬ

吾妻あづま都の花とふりひて　齋藤豊物一徳

「あづまちのよ野のさくらいろんあづまの花ろゐま盛りあり

金子孫次郎教孝

「すれかがみ清き志ろ〜の玉の緒の絶てしのちぞせ〜ち志ろ〜き

「君が為立のなかあつくもまごろゐ二荒の神のうそ〜ぶ詳

大君のうき御心をやすめまいふ〜び國みかん〜ざらさ〜！

「ちきり〜とうるうるどみ袖をあぶりつゝ迷ふ旅路のなど君が為

辞立のとりみゐある　杉山彌一郎

「むさ〜野へらつゝ咲きなん山櫻けものからしみ散るゐ武士

「身とすてきみさぐるかろとゐる　森五六郎

「花の身とおゐ人ゐ輕〜花の雪散るべき時ゐまとなまし〜ひ

「筋みおゐひそゐけん大和錦かちて碎くる名のこゐりけり

「ゝ」として月みる度ふるのみくるいろゝ屍のうへにてるやと

いとづゝみ散るさくらとやいひたまと花のとろと人のあゝぼみ

白刃爭飛雪。斬仇酬主恩。今朝吾事畢。芳臭任人言

廣岡子之次郎

「あぢきなや闇の夜いで武藏野の名とひろぐと雪のうへまで

鯉淵要人鈴陳

「ゝもすれば月の影のをちひしくて心も雲のなちまさりけり

國君のなゝめとおゝへべをゝ身いなりまぢの露と消ゝ

岩が根ゝ踏ゝ分ゝ武士の國のたゝめゝゝ思ひ切る太刀

有村治左エ門兼清

「君ゆゑ捨くもんゝ野辺の草竹露と行るまでゝ

「古々のもゝを見ゝて歌ゝ才い都の美とおのゝ

右ゝ録ゝ外ゝ歌も詩も多くなるとゝ紙員まとかぎり

ありて茲ゝ尽歩を得ず所い第三編即五の巻の尻ゝ満さ

まゝ間話体題ゝゝゝ赤森五六郎い水藩ふゝ馬廻りと勤

役ゝ當年廿一歳みゝ頗る強膳の猛者ゝゝけり此程齋

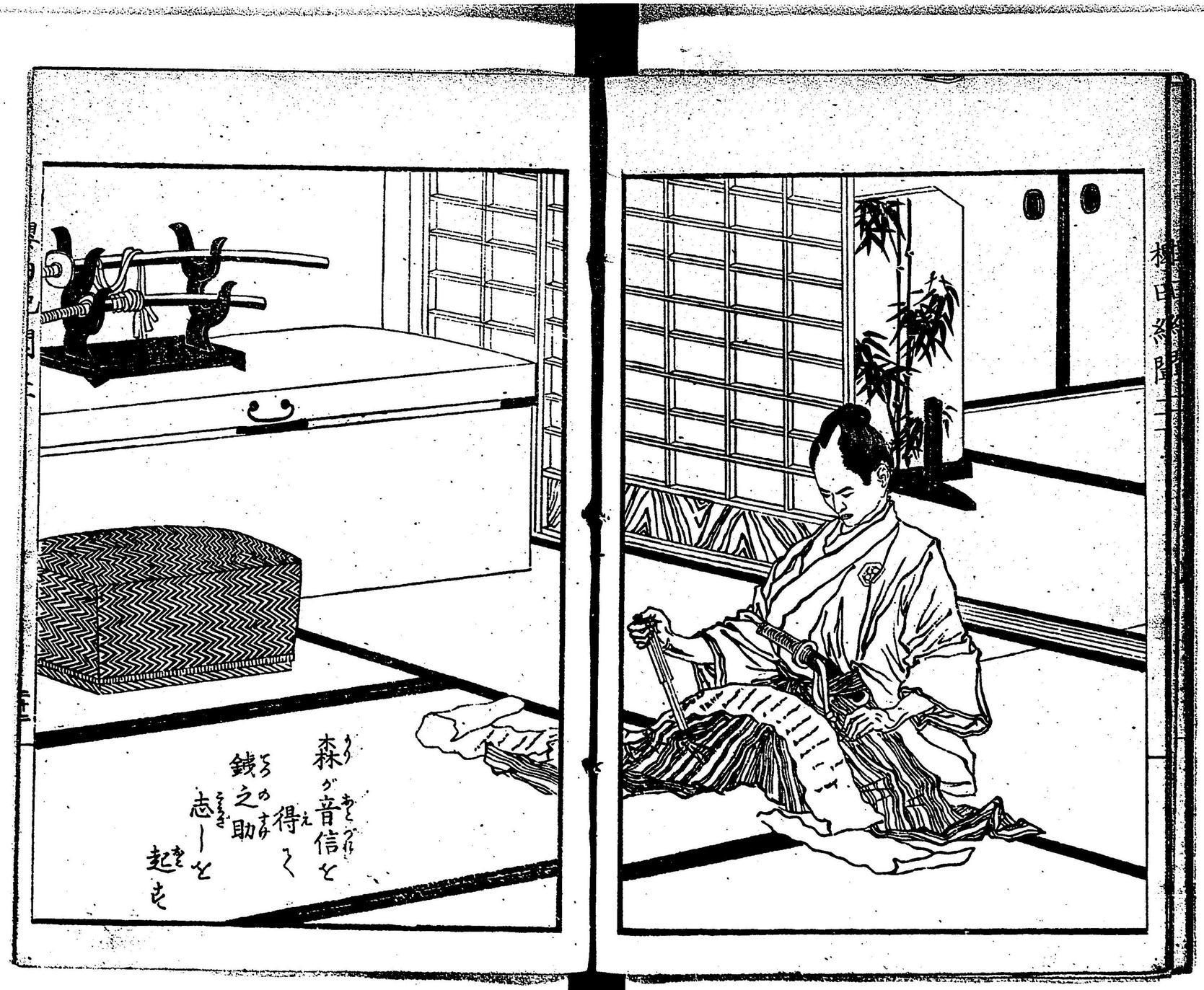
森が音信を得て
錢之助
志しを起す

藤一德等と上総の冨津より乘船仕り武州品川の浦
へ到着仕り夫より諸方へ潛伏仕りるが小石川へ参り
日ふと関鉄之助殿へ憶ひ出し我年頃鉄之助と友恒
と結ひ途とて遠く隔くたれども所謂る刎頸の交り
なる這度故郷を脱走し斯をなる大事を仕さ
んと一肆たふも談らぎへ義を返しなる者お似なる我
交友の由とくく謀りて関氏の應せざるとも仁亦我
を虐淺といもんや先兎も角も是より関氏へ許へ

到るべしと既に准備も仕り果しかを否やまく関氏へ
駒篭の御郎内へく有りる物を那裡へ到るへ極めて
悪るく奈何仕さんと考へ居へ這へ亦便利なる辞ね
りけり意利なる人を特て書簡を送るの外なしく
分別漸く確定りけるとば聽て書翰を書認め五六郎へ鉄
之助殿駒篭の郎内へぞ行の手簡を持せる有恁程へ関鉄
之助を獨り桜に寄苑り頻りへ書讀を仕りける折柄玄
関へ音信る聲の聞えしへ應と答て立出るへ訓ね

男ゲ腰を腰ゐて鋏之助さるゑ申ましたの這方まるく
在まるそう此御手紙を小石川より唯さゝ変うて好しんか
ら届けゝをよと時まれ時ゝてと一封の書簡を鋏之
助ゑ渡まゑぞ受ゝりゑげゝ表書を読ゝとすゑ名宛ハ
関鋏之助様と認ゑ録ゝてありつるゑ出先の名前も
覚へるき仁ゐりけをば彼へゑむゝゑ此書簡も何人よ
り特まれゝやと問ゑんと思へば使へる何時の程ゑ
阪りゝと見人て人影だゑも見へざれば鋏之助ハ不審
く思ひなゲゝも書簡を持く興ゐりけ開きるるゑ丈を
りゝ奈何表書の名ハ偽名ゑく日頃交り浅ゝざる森
九六郎ゲ手跡るるゑぞ仔細ぞあゝんと怕きるゑが先
讀下そ文面ハ

先ゝ東ゑ古了解ゐ知ゐて委細ゐ
示ゐ申ゝく筆ゑ述ゝ
るゝく國元ゑ市ゐ指書ゑ拝領ゐゝ後
早善縁ゑ出圖ゝ形勢ハ中上ゝ通ゝ生涯

弥〻集議を凝〻と致用考〻考を
[illegible]拾玉仕り當所[illegible]
[illegible]〻考兄
一[illegible]
[illegible]
[illegible]家[illegible]
[illegible]必[illegible]
[illegible]

二月廿九日

寒錢〻助様

歳五六年

讀畢り仕り鍬之助ハ[illegible]程恁る大事を做さんふ缺くも
告げ来し遣しなる實ふ親友々頼母しき先日長岡ふ
て集議の折も態々森〻吟遣り[illegible]ふ這度ハ大老天誅
の機會を謀り同志を募り一擧ふ事を起さるらゐ
我亦命を惜を[illegible]恁る大事ふ漏ちんやと今讀下せし

手紙を巻き手速く火桶に投込めば訓と燃たつけむり
より軒端にらく〳〵做りしかど今宵限りの恋まとぬ身の
別をと告んと外妾うるおいのゞ許に到りしらと素より
関ゞ鍵石の堅き心の誓ひそむることを婦子に諱ふべき
その夜も例の如く景睦まじく歩伏し明ぐと近
くすりしかば躰さく妾宅を立去りける這の條下る外
妾のゞ諱の段と冥しく前後と読合せたまへべ
閑活発察ふまゝ三月朔日ふすりしかど有村治左工

門より無而同志に報知ー品川新宿山崎屋にての會議
當日に到りしかば治左工門を素より這の日の主人ぶり故
衆より速く那裡にまりく同志の来集をうん待り
けり有徳とろふ水府より這程府下に潛ん居たる人
々も今日決論をうさまく欲せば維しと遅刻に遣ぶ
べき午の貝吹頃貫まぐに山寄屋ゞり聚ひ来りし人々
みへ齋藤監物。佐野竹之助。黒澤忠三郎。山口辰之助。大
関和七郎。廣岡子之次郎。森五六郎。稲田重蔵。鯉淵

要人。関鍄之助。杉山弥七郎。森山繁之助。廣木松之助。金子孫次郎。海後磋磯之助。岡部千次郎。増子金六郎。蓮田市五郎。高橋多一郎同荘左工門等総て會する人の二十一名ふ逮びしかゞ儲けの酒宴を催して稍一義を議せんと欲の時治左工門が兄なりける有村雄之助が未さまの席上ふかゝるべバ金子教孝吟ろ中有村氏御舎兄いらゞあゝん最早来臨もかるべきすれども使とゝろく鶴へんらいゞ微さんと私語を折しも嘿ふ楼へ登る者あり是又

別へあゝぎゝて薩藩有村雄之助なるあぞ知已も知らぬも席を禅ゝく卒上座へし奨る我雄之助い押とゞも开ぐ隨来坐ふ附ふけり是より楼上盛んふあるて彼の大支件と決着せるを来ル三日の手配まぐも既畧茲ふ定ある詳な這回紙貞ふかぎりなるバ第五の巻ヨ説分くる我聽祐か

附て本文を総く實説うて更ふ作意ある綜ふ

然きぐも文章中ふて佳境とまるの條下い妥く敷本

の中を折衷倣しつゝ故隨つゝ尠しの誤意あるを
得ぎ猶斯の如き拙作らものを所謂際物賣と日と同
一ろ〳〵論ぎ多き本屋ゲ例の急ぎふまゝせ校合さ
へも杜撰ろとび必しも編者ゲ一個の罪ろゝねを
恥餘白ふ辨ぎるとも元来無學薄識みて恁る草
紙と綴ると吟て噫徑廷き白癖者ろる郷

春雪奇談 近世櫻田紀聞巻之四終

明治八年十月廿三日版權免許
同十九年六月十日剞合本御届
發兌書肆 出版人 武田傳右衛門
京橋區彌左ヱ門町十三番地

櫻田紀聞卷之五
明治十二年六月十日 許可
發兌書肆 出版人 佐田朝吉 東京入谷門

近世櫻田紀聞卷之五

東京寄留　松村春輔著述

第拾一回

却而説品川新宿なる山茶屋ゞ樓上まで既ゝ有村雄之助も至り會せるゝ筵上の酒宴闌なり恁り〳〵程ゝ有村治左衛門を陰うゝ此家の亭主ゝ計り酌取女を殘りなく擯けり〳〵是よりて一議を談ずるゆゑ事漸〳〵調ひたり諸君の異見服膺なく〳〵開ゞ高論を聞まく〳〵とのん

るを聞つゝ氣速の壯士佗野竹之助を高聲まゝ諸君の存意ハ知らねども綜を誤るハ評議の不決ゆゑ掃部頭を討ん日を上巳の朝を後るゝ〳〵登城の折を機會と做し一時ゆ侵擊の外他ゆよと策のあるべゝ〳〵と醉ゆ乘〳〵と論ずるを金子教孝之を制し恁る大事を譚ずるゑ恁〳〵聲高ゆ做せ時を壁ゆも耳の恐きあり諸君各見込の事を書附ゆ〳〵あるゝ〳〵ゆ其の同論の多きゆより百事一決不平あるゆ〳〵尚も賢慮の程を仰〳〵と云へ

るゆ一列其儀ゆ同じ〳〵皆速ゝゆ書附たるを金子教孝閲き視るゆ侵擊の日を来ル三日大老登城の途を能〳〵と考ふ者十五通あるゆより終ゑ三日を期限と做し綜終を各件の趣意書をるゝ内藤紀伊守ゆ自訴せん事ゆ決局せるゆゑ之より金子教孝を其日の手配備立を儲んと有村兄弟ゆ謀り〳〵ゆ此儀尤も然るべ〳〵と金子齋藤有村等乃ち其手配を定めける有村治左衛門殿ハ劔術御丹練あれば其日を渠が先供ゆ切込を無二無三ゆ切散〳〵

めらるゝ〳〵備此手ふ加もり援けん者も増子金六郎黒澤忠三郎廣木松之助殿の三個あり右の四個ゞ先供を切散〳〵のゝゝゞ先供まゝゝ狼藉ありと呼もりて渠等騒動もるゝゝ勿論あり然もゝゝ駕籠脇の供廻り等も先供も助んと彼所ゝ走もゞ駕籠脇自然と備へゝゝ透を計りて中央ゝゝドンドルの鋏炮を紙もゝ巻き願書の体ゝ仕做〳〵偽り直訴もる者の体と見せ蒐け駕籠脇近く進をより掃部頭の不意を討〳〵此手の役を杉山弥一郎殿をこゝ用ゆゝ〳〵這ゝ多年炮術ゝ御丹練ゝもゞ絆ゝ望ゝゝ失策ゝ〳〵と所〳〵杉山進を出ゝ這ゝ有り難き仰せゝゝと勇を進んゞ見へたりける此の助けまゝゝ稲田重蔵をゝん撰をける重蔵ゝ長さ四尺ゆ〳〵ゝ穂先八寸の手鎗ゝ紙を巻き付け杖と見せゝけ引摺出んの准備ゝ〳〵彼のドンドルの發聲を相圖ゝ件の手鎗の穂をひらめ〳〵駕籠を目掛ゝ突るゝ〳〵此時もゆゝ駕籠と取圍掃部頭を討取ん者ゝ佐野竹之助殿然るゝ〳〵防戦の

人々まそ齋藤監物高橋多一郎森　五六郎関　鐵之助
岡部千次郎海後嵯峨之助殿斯申も金子孫次郎芋都合
七人も杉山氏の助けとゐり佐野氏を守護もる事を專
らゝ〳〵時ゝ〳〵前戰後闘の其危きを防ぐ〳〵夫より
跡ゐる總供を切斃もゐ有村雄之助殿を首めと做〳〵
大関和七郎蓮田市五郎高橋莊左衛門森山繁之助鯉淵
要人山口辰之助廣岡子之次郎殿各力のあらん限り手
報ふ者ハ切斃〳〵日頃の怨を復ぜんと衆議漸く果
〳〵頃も夕陽西ハ斜めゐ〳〵折ふ〳〵る小雨も降りける
まそ海原の風色も亦一層の眺望をまそ開ぐ中ゐる風
雅雄芋ハ興ハ乗ゝり詩を吟〳〵歌を胡詠抔もるゐ宿路
ハ遠き乙甲を三日の未明愛宕山ハ勢揃へせん縡を約
速做〳〵飯うけるを夾をまそ此里ハ名高き何某の
妓樓ハ登り名殘の愉快を樂〳〵むる亦多うりき恁うゝ
程ハ有村治左衛門も此日の亭主ぶりゐるめぞ先山寺
屋の入費を償ゐ酎取り奴僕等ゐる厚く其日の勞を

謝〳〵我が宿路は飯うける既は三月三日は至りしうど
はるど明ゆ〳〵ぬ東雲より一天遠は薄ぐ〳〵霏々と〳〵と
雪降り蒐り視る間は四五寸積り〳〵は果を序次は大
雪と做り〳〵を物の眉友せぬ彼の同盟の丈夫男ハ其の
壯裝らそ異ゑもと心ハ同〳〵鋏石の契ひ〳〵時刻は後を
〳〵と愛宕の山は集り〳〵第一番ハ齋藤一德何を鬼も
あを此雪を ちも〳〵避けんと合點き〳〵山守る翁は特
をるの〳〵床扒三ツ四ツを借り受け聽と〳〵南の方は

ありける額堂は持ち来り吹雪を避を待受け〳〵は追々
同盟の壯士を寄り来るもの総を十七八人は及びけるを
一德を翁は乞ひ〳〵硯と筆を借り儲け態と恁くをん
詠じゆる

胡馬南来久不歸山河踏破一身危切名誤我齋雲過
歲月驚人和雪飛毎事恐貽千歲笑此躬甘與衆人違
只今唯有君親在血淚紛々點客衣。

一德を名あり監物を通称を〳〵号ハ文里とをん云り

此詩ハ清人某の作なるとて一德の綽ヨ附會せるものか
りとのゝる者あり然りとのゝるも未ゞ其證をさゝえ
探り得ざるハ暫時茲ヨ具備せるも興風集長門松村塾発句ノ印本振
氣篇等ヨよりてあり徒而壯士等ハ時刻も能くと思ひ
けん女坂より麓ヨ下りあのゝ隨意出立ハ一様なるね
冠笠心そぶりハ赤合羽降来る雪ヨ足許を踏くゝめつ
諺の人を武士咲花の櫻田差くゝぞ急きける
因ヨ云愛宕山来集の條下ハ區々の論説も尠うゝね

と左ハ掲げ〜届け書ハより自然ヨ真説あるゝを讀く
知るべゝ

所届書申上覆文

一當月二日朝五ツ時頃侍五人町人体ゝ者壹人下部
傘ゝる要宮社ヨ參詣致所へ乳受ハ雪見致度歩る
額堂ゝ下暫時借度ト申出ゝ有守札授役僧ハ和
吉申答古額堂ゝ下ニ茶屋床机積重ヨ服ヨ三脚片ゝ有
有之ゝ部ヨ何ゝ腰掛山番人八藏トヤ者ヲ相招き煙草

其朝義黨
愛宕山の
額堂ヨ來
會ル

火箸と名且硯箱ヲ借度旨申候間何もも同人所持之品を借遣し聲時るき雪見に箸手ゝ之ゝ而白之申又為人を以金或来芳ゝ是之る酒を弁求め殺ゝ殺之之る何ゝ之るも者求め呉ゝ招申頼を間右八藏方帰を申分程ゝ為と呼返ゝ社敷事と為得を今初入湯之ゝ下帯を忘ゝ間二筋買求め呉ゝ招申又を来芳ゝ間同人を以ゝ買求め立戻ゝ見為を壹人も居合を間ゝ之の者ゝ為居を得共夕景と及ヒ候ゝ物音をゝ付

額堂に跡片舟に者ゝ為ゝ紙反舌ゝ之の物を拾と持有之拾人見ゝ者ゝ別紙名書付右買物の呉ゝ使之ゝ也之載為ゝ付書附ゝる実否尋ねゝ為渡を人舟下帯也綿ゝ一緒に付辞置を得共今と何方ゝ也ゝ者ゝ不申後捨物ゝ織ゝ先日清届申上を通ゝ之屋を右町人体ゝ者ゝ刀屋ゝ者ゝ也ゝ為を戒大小を為ゝ又傷程も風呂敷ゝ包を有ゝ之ゝ拾ゝ外ゝ八藏儀一切存ゝ申候其後役僧食事と下ゝ也ゝ帰ゝ元拾人計ゝ休居

[illegible]得共面体の不及申人數[illegible]程[illegible]覺へ[illegible]座[illegible]
此外宮場[illegible]見受[illegible]者[illegible]人[illegible]疫[illegible]前書[illegible]段
有[illegible]侭[illegible]申上[illegible]以上

申ノ

三月九日

愛宕山

圓福寺

是より直ちに櫻田討擊の條下に書綴るべきを[illegible]
大尾の卷に至り説き尽さ[illegible]欲を編者の腹稿あれば
讀人更に怪しむ事勿也世の人常に櫻田の擧動を畏

こゝに水戸景山公の身を押籠て退隱[illegible]も[illegible]井
伊[illegible]獨の暴威[illegible]より[illegible]謀り儲け[illegible]事[illegible]何と
[illegible]中將を斃んものと積日怨を物[illegible]其臣
家[illegible]憶ふより遂に景山公の讐霧と
散せんが爲に有志等國を脱[illegible]起るあんとりへ
[illegible]と這ハ私の考へ[illegible]片腹痛き想像[illegible]抑
水戸景山公を學識英才温厚の人とありあ[illegible]聊
[illegible]私怨を[illegible]小人[illegible]や此公初めの名を

敬三郎と申す二郎の君まして在しける兄君を早う家を
嗣せゐひて中納言齋脩卿とおんなりて恁て敬三郎の
君も幼きより只管に文武の業を學びゐひて英敏の聞へ
世に高かりしに此君も尚も下ざまの事情をさん知し
ゐそんとて國中を遊歷あし常に儒者ありける岡井
富三郎と申す者而已を附屬と做しして奢りを省き
節儉を旨と三十一年の春秋を過しゐひき此年いこと
文政十二己丑の年なり然るに葉月四日兄君黄門卿い

假初の病ひなりて薨じゐひしに若君一人もあしざまなりば
此度の世嗣に敬三郎の君を立てとおふさんと國家老
參政等も強つて議しける折しも江戸礫川邸に在勤
の參政等も陰ながら喋しに召しして將軍家の連枝を申し
乞ひ世嗣とあせば時の勢ひを得る而已なりて也隨が
つてその事等も國中に威を振るはんと既畧事を謀り
しに由水戸城に聞へしなば之一大事と俄に衆議し
即日水府に發足なして江府の邸に至るもの凡百五十餘

人尤も事を取るものも山野邊主水正が男兵庫松平圖書の男將監を始めとして藤田甚之助會澤恒藏杉山千太郎棄原幾太郎等邸内に至り見るに果して噂の如く幕府の幼君を申し受けん事を願ひ出でしに其事決せんに決したるにあらざるに故這も一刻も猶豫なる際合にあらざると其夜深更に至りて右の輩を大塚吹上なる守山侍從頼慎閣老が許に至り對面あらん事を申せし所不時の見參なる舘の掟に背くのみならず深更の事なれば

まづ見參のみと叶ふまじきと答へらるゝと兵庫等いかにも返しなく開を理なりとなる仰せなるとも屋形の大事一刻も猶豫なりがたきに夜に入りしとも憚らるゝ斯参殿をまづ申しあり見參のみと許しもなく一同御舘にまづ自裁仕りて果べきと決心の体に見へけるゆえ守山侍從に驚かせ速に面會ありしに這回の世嗣なる夙に黄門卿が遺言の序次もあるをもて敬三郎君を立てゝ吉在國の者總べて願ひ出んとなる折しも在府の

るの私に謀らひ御連枝をひ奉りて趣き我等更に其
意を得たりや将軍家の御捉まへ幼君をかくるとも
臣家服せざるべし國治らぬ故に這回の世嗣まへ敬三郎
君をこそ在國の藩士一同願ひ奉るとて涙あがるまを
ひつゝも黄門卿の遺書を根本三郎より守山侍従に渡
しけるを侍従之を驚と讀を此遺書のあるゝに頼
慎が身を代へても幼君の儀を止め敬三郎君を立てゝ
さんゆゝ公ざまを取做し侍らんと堅く契ひかひろれば

兵庫等の此節をまゝりける之より五日たりの日數
を経て敬三郎の君を世嗣と定むべきよし将軍家より
指令のありしに此回の事に係りたる家臣等も更
に常陸の士民らも俱に萬歳をぞん唱へける感て敬
三郎の君を水府城に移り國の主と做りひ時詠を
出たまふ歌あり

中納言の君のたまひけるまゝに此國
をうけつゝ

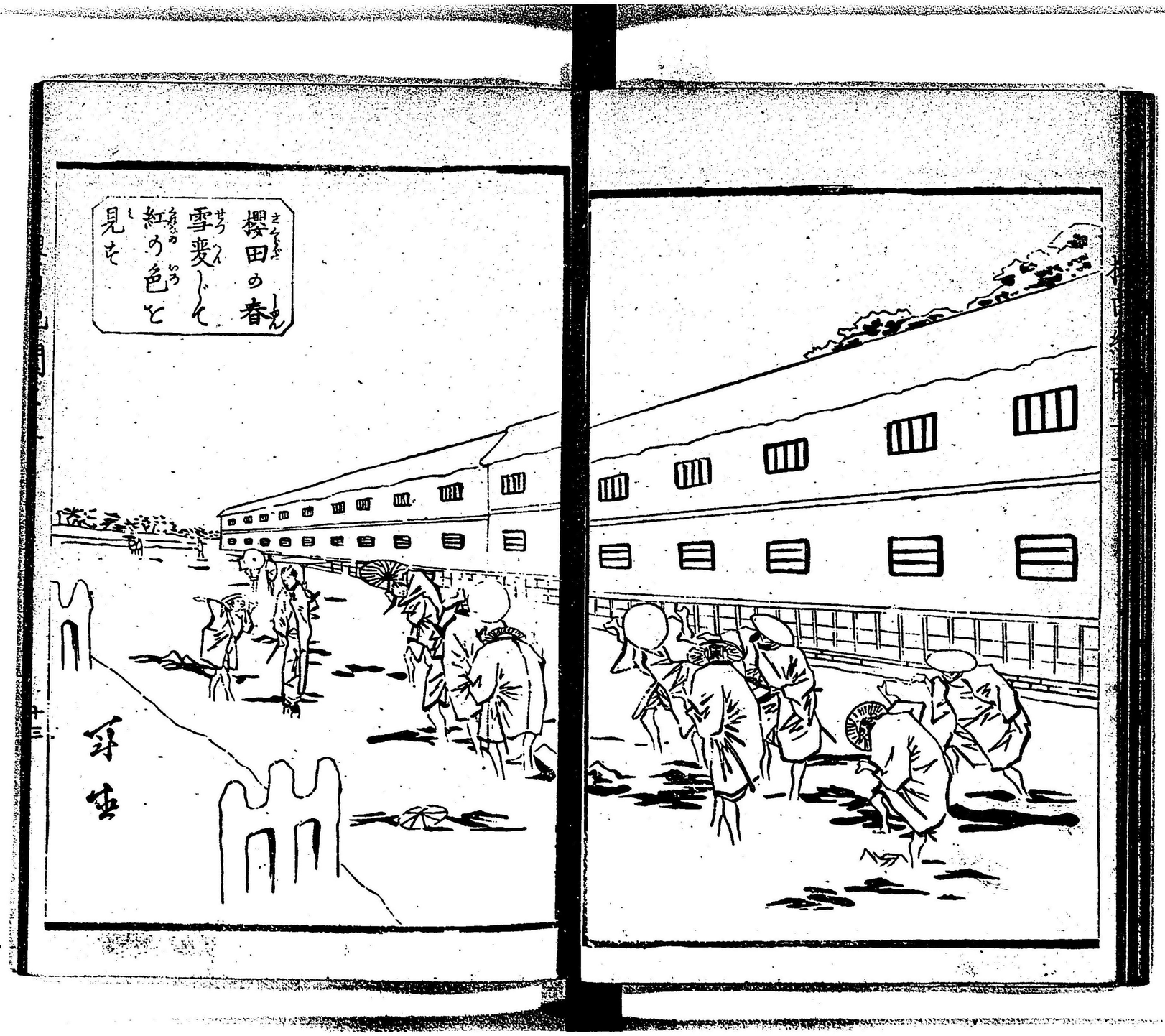
櫻田の春
雪変じて
紅の色と
見せ
平安

中くよりゴウ玉の緒ゴウ絶ゴウせだつきく此世の
うゝうぎゝう海〜一本あまのうきはしとあり
はきぐよ考めくん〜
尋ねゝも麓のさやの考〜も孤ゴウ尾の上への雲
社たちあゝ〜〜〜〜一本あまたちあゝくしやくゝ孤のそゝ雲とあり
鈴木石見守まゝるゝ
ゝぐよ知をゝかゝゝ朝ひるゝ知ゝねゝみゝ
せ民よ恵ゝ〜身の一本あまのうきはしとあり

夫より〜〜〜天保十巳夾の歳始めく學校をゝめけんと
憶ひ起〜ゝひ同ゝ十二辛丑の秋七月校所盡く落成せ
〜ゝゞ聽ゝ弘道館と号け中央ゝ武甕槌の神を齋き祭
り傍ゝ孔子の廟を營を且つ弓馬槍刀炮術の類ひ其學
所を授けゝひ復國史を修むる彰考館をゝ其中ゝ移
〜文武を試をゝ所ゝ游子藝とゝ額を扁ゝゝ
ゝ君の成りゝ所を至善堂とゝん号けゝひ專ら臣
家等の勉強を勸め此館の幹事ゝん青山延年會澤安の

二個を撰挙做〜かひきとりて此君も官爵次第に
進を従三位の中納言に昇りかひ善政美事なる枚挙に
るに遑あらざるを恁て星月を経て萬延紀元八月十五日水
府の弘道館にて薨ずかん享年六十壹歳なり同廿七日
同國久慈郡太田の郷瑞龍山に葬り奉り謚して烈公と
なん崇めけるゆ聽て朝廷よりも文久二年閏八月六日
従三位大納言を贈り玉ふ此日を囮花水野和泉守狩遣
の上使として斯の如きの大君なるべく度量の大なる尤も

計るべからざるを何ぞ私怨を含む中将を斃さんと憤
ふり物せらるるの小慮あらんや尚此公の傳聞に本傳
の始めゆも委しけれども茲ゆに其漏るるを摘えて公
の明德を録せるを看客心して世評の誤謬に迷ひあ
べからざるを是即ち本文の眼目ゆ関せるにありけり

第拾貳回

茲に上巳の朝春雪の降来る間暫くの閑ひに有村治右
衛門兼清に血滴る刀の切先に賊の首級を貫ぬき持て

何やらん薩摩音にて高らかに謡ひつゝ辰の口の方へ走りしと見る抽ぐ戰ひけん數ヶ所の深疵を負いて
や心神共に朦朧そしうゞ是まで有りと思ひ切り短刀
押取り自覺しく終に自殺を做しける時移りて辰
の口の辻番より自殺せしありさまを其所在住の用人
に訴へけるゞ夫々之を檢視し將軍家へ届けらるる
書附の寫し

辰口酒井雅樂頭拝領屋敷辻番所廻り場内へ今三
日五ツ半時過キ年齡廿七八歳位侍体ノ男馬乘袴
ヲ着シ大小共鞘計リヲ指シ咽喉ヲ疵付相果候程
ニ大小共ニ中身落シ有之候旨辻番人申出候間早
速役人共見届候處毫も違無御座候ニ付其侭番人付
置申候右死骸奈何可仕哉此段奉伺候以上

酒井雅樂頭家来
宮崎嘉兵衛印

三月三日

辰口に遠藤但馬守殿辻番所ヨリ場内ニ入テ

日あり市内の男死骸喉突切害致し者首を結び所在り旨辻番人屋敷へ届る逐掛りの者為見
屋り雪桐遠藤作左衛門人番弟り少助松平修
理方更家来の申り人と云る舌確を為り申
張り為番付致し武陵ふ取敢ず屋申上ル水上

遠藤但馬守家来

木戸七左衛門印

二月三日

其日将軍家より右届けの序次より撰使と遣はされ
けるゆ辰の口遠藤但馬守組合辻番所廻り場内ま自裁
せ侍脇ある男の死骸を薩州の浪士有村治左衛門と
首級を彦根藩加田九平治の首ゆるよ薩藩の留守居
添役脇田仁兵衛立合ゆく事實巨細ゆ判然り此時有
村氏ゆ所持品あり左ま掲げり

一熊の皮ドフラン

右之中ま金子四両壹歩貳朱ト錢百文

印鑑　壹枚　藥　少々　守札　壹枚

日記帳　壹冊　　槍印一枚

兼清の岩ゞ絲もの歌る所持の烟管ゟ剛付あり〳〵とゟん茲ゟ兼清が兄ありける有村雄之助と櫻田ゟ〳〵十二分の働きとゟ〳〵一先此地を遁ゝ去り再び謀る事ゝあらんと即日東海道をさ〳〵登りけるゟ伏見の驛ゟ〳〵幕吏の手ゟ縛さ〳〵〳〵ゟ後ち同駅ある薩州邸ゟ護送せ〳〵〳〵ゟ夫より奈何あり〳〵や覺束ゝ〳〵變動の翌四日薩州邸より將軍家へ届け出られ〳〵るゟもゝ〳〵併せ

此説ゟより〳〵可あらんゟ届書の寫〳〵

家来　有村雄之助

右〳〵者昨朝ゟ殺出門今以行方〳〵不申右ゟ昨日遠及但馬守様御組合辻番所迄〳〵場内ゟ出居ゟ元家来有村治左衛門ゟ立ゟ者〳〵兄ゟ事殺害ゟ速ゟ屋〳〵尋方致ゟ場所来ゟ見当り〳〵ゟ此節柄〳〵儀ゟ外ゟ限り届申上ゟ以上

申
三月四日

西筑前守印

茲に復高橋多一郎其男莊左衛門の父子俱に櫻田の戰ひに人に劣らぬ益〻尚計る事あり〻や本意を達せしより浪花に至り生玉の神官島男也が家に潛伏せ居る幕吏等之を探索し既に事あらんと及せんとせるを高橋父子を風くも悟り男也が家の難を避さあんと夜に紛れて秋の坊に遁れ薩州に下らん事を計り〻に幕

秋の坊人坂四天王寺の役寺又小川某同寺の侍多くそ

吏の追捕急なるより切迫し〻く事あらざるを知り父子ともに自殺せんと決心做し小川某が家に至り櫻田の徒に同志あり〻始終を語り且つ死後に及び石碑建立の綜を委頼せる遺金六拾貳両を出し天王寺に至り父子俱に刄に伏せ干時三月廿三日なり多一郎は名を愛諸と改め辞世の歌あり

ひのもとの淋しかるらん今日よりは
曇る稀屋の空なるし矣

高は愛諸

高橋父子
小川氏に
遺金して
死後を拵ひ

莊左衛門を文學に通じ作る所の詩文尤多く慷慨悲壯なるを以て其志しを知るに足り茲に録す數百篇の詩中の一首のみ

吳錦織成世路難憶君不耐淚潸々躊躇邸外月
明夜偏照行人腸裏寒

稲田重藏を櫻田の場所まで討死す　山口辰之助鯉淵要人の二個い重疵あり　何卒して内藤紀伊守の館に自訴せんとすれども素より始めて江府に来り地理を知らざる人多ければ内藤家の館を知るよしなき彼の山口と鯉淵を八代洲河岸まで退きしに今い重疵の痛を強く一足だにも行ぎがたく苦痛を久しく見んよりいと終に此の河岸まで二個とも腹を切て死したりけるを茲に復金子孫次郎を櫻田の場所まで来りし時を聞うひの跡ありけるを遺憾やるべきなれども同志等本意を果せしうじん茲に居らんも用なきのみならず無名に死するも亦恥なるべし東西に別れ此の

地を脱し西國の方に罷らんと四日の朝江府を發し日を經て東海道四日市の驛に至りしに幕府よりの追捕嚴しけれども這も海路より登るに示しと志摩の國鳥羽の港に避けんとせるを薩州の藩士阪口氏の爲に捕らへられ有村雄之助と共に伏見の驛まで護送されて有村を奈何にしやと金子を後復伏見より幕吏に送られ東武に至りぬ左に録せる金子教孝が所持の道の記より因みに掲ぐ

教孝の道の記の抄録

あもふことあり〳〵古郷を出で〳〵雪降りける

笠間にて日暮れ稲田に至る

君の爲め我身のなぐさめぬるもぬるるも嬉しき春の淡雪

三月朔日雨山寺樓にて

丈夫男の涙に袖をぬらし迷ふ旅路の國の空

四日箱根にて

白雪の高き〳〵嶺も我君のぬきて夜はぐ高き〳〵嶺

宮ゐあき寺ゐて我こあるのを箱根山をこ越んこゝ思ひけきや

踏こゝきる雪ゐを分こゝ箱根山いこゝこゝきゐ飛こそきれ

五日富士川ゆこゝ

武士のかゞこゝりけを駿河なるどき川のきこゝ氏流きゝ

八日熱田まこゝ

此神のゐめ〜のゆこゝる劔ゐこゝきこゝの醜草ゐぎきこゝ氏こゝ

九日四日市ゐ至り牧ゞ移ゐることゆこゝ

阪口氏ゐとこゝんらきこゝ

ゐ我こを分こゝぬゐこゝぶこゝんの明き夜こゝえ忍氏こゝもゝのんこゝを思ふ

十三日阪口氏大坂ゐゆき湯こゝまゝこゝ宇こゝ氏

行むとこゝまゞこゝりけきこゝ

ゆこゝるゐこゝる伏見の猿掘きゝや立ゝゞんゐこゝ氏きこゝう邪

○

右ゐ考るゆ〜みちの記を始ゐ終りの漏こゝる紙こゝ本意

ゐ〜

近世櫻田紀聞巻之五終

井伊家の
忠臣深疵
をおふて敵を
追んとす

世櫻田紀聞巻之七

東京寄留　松村春輔著述

第二十三回

扨説大老の行列は狼藉者あり〳〵闘ひ頗る難儀のよし
億病者の逸足早く追々注進に及び〳〵うゑ彦根邸は紛
居の殿原斉も一大事と押取刀にて御門に至るまで東西も
分ぬ大雪降りの其中に闘ふ聲い聞ゆるまで敵味方さえ
別ちあれ乱雑火急の主人の當難當るを敵と盲目討ち
徒り〳〵程に敵方を凱歌を上げて引取りし跡に雪も
風晴るゝ味方の手負打死のを僅に倒れて蠢〳〵を或は
駕籠に補け入れ或は背負て邸内に擔持て行を邸内の
其雑沓なりしもあらぬ然るを此儘止むべきあらねば
とて将軍家へ届け出らるゝ書附の寫し
今般雪降掛外櫻田松平市正門前より上杉彈正大
弼辻番所へ不逞の狼藉者発砲打撃凡弐百人除
抜連駕籠を目懸て切込る者共防戦後

一狼藉者壱人お留其辺を疵御を受負り之者悉く
近寄り申ハ拙者儀捕押方指揮致ハ如怪我致ハ間
一ト先為宅致ハ左併方即死を負之者別紙之通御
座ハ紗段ハ届申上ハ以上

三月三日　　井伊掃部頭

別紙

御手　　日下部三弟太郎
疵を疵　　片桐権之助

即死　　川西忠左衛門
同　　澤村軍六
疵を疵　　櫻井伊三郎
御手　　小河原秀之丞
同　　柏原徳之丞
即死　　加田九平次
疵を疵　　永田半弟兵衛
御手　　草刈鍬三郎

手負　松井貞之丞
〃　萩原吉次郎
〃　戒名源次郎
〃　元持甚之丞
手疵　渡邊泰助
〃　水谷求馬
〃　藤田忠藏
深手　岩寺德之丞

草履取
薄手　吉田太郎兵衛
六尺
手疵　弥右衛門
〃　勝五郎

以上
貳拾二名

今朝掃部頭登城途中狼藉者之内壱人付留置

こと有之ても可申義哉る屋敷内ゑ引取置申ハ

此段御届申上奉以上

井伊掃部頭内

木俣直次

三月三日

右ゑ記せ一討死の死骸ハ稲田重蔵ゟ山口辰之助殿

淵要人ゟ八代洲河岸ゑ自裁せ一届けの焉一

八代洲河岸織田兵部少輔日刻辻番不呂一場ゑ門

士騎ゑ者共人ゑ疵を付ゑ果申ハ辻番人ゑ申知

ゆるゑ其者ゑ疵を付ゑ少者ゑ逃ゑ行方ハ不存入ゑ

者人酒盛中ハ辻番届申上ハ以上

日刻辻番不

織田兵部少輔家来

熊井茂七郎

三月三日

茲ゑ井伊掃部頭直弼ゑ手疵を負ひ申ハ一吉即日届け

出ゑ遂げ申ハ翌四日頭痛疵所ゑ痛ゑ登城ゑ遂け

申ハ大目付衆ゟ見舞ゑ遂ゑ口達ゑ

御小納戸頭取

三月四日　御使者　塩屋豊後守

其方儀容躰如何有之哉為御尋

人参　一箱以　御使者被下候事

又三月七日ゆゑ御使者ゑ

三月七日　御使者　御小納戸頭取

田澤兵庫頭

其方儀容躰如何哉猶亦為御尋

一　氷砂糖　壹壺

一　鮮鯛　一折

右以　御使者ゑ下候事

尚掃部頭ゟ被下候御教書

此度不慮ニ次弟家来未々迫如何計殘念ニ可存ゟ

無此上　御心勞被遊候及乱妨候者共ハ御大法有

之訖度御詮議ニ被及候事ニ付萬一家来共騒立候

様之儀有之候而ハ　天下之動乱ニモ可及其方家来

之儀ハ格別之譯柄殊ニ當時重キ御役ヲモ相勤ノ

上使彦郎ふ再三其容躰と訪ふ

格段精忠ヲ尽シ　御爲一途ニ相心得候儀ハ兼々
御力ニ茂思召候程之儀ニ付家来末々ニ至ル迄心得
違ヒ之者有之間敷候得共萬一疎忽之族有之候而ハ
家柄ト申實以　御爲ニ茂難損儀ト存末々ニ至ル迄
難忍ヲ相忍ヒ動揺不致様幾重モ取鎮ノ置御下知
相待候様被　仰付候事

三月九日　上使　脇坂中務大輔
藥師寺筑前守

一　味噌漬鯛　一折
一　氷砂糖　一壺

右病氣ニ付爲　御尋被遣候事

此日天璋院殿より

一　御重　二組

右病氣ニ付　御尋被遣候

彦根邸ハ斯ていの雜沓ゆゑ其愁哀ひとしおあり

まゝあん茲は蓮田市五郎に大関等五個内藤紀伊守へ自訴せんと進を行るを後ろより蓮田氏ちゝ〳〵と呼るの
あるゆゑ市五郎に子ゝん〳〵後ろを見るば黒澤忠三郎佐野竹之助齋藤監物の三個倶ゆ重疵ゆゑ〳〵歩行るゆゑ
やうの躰ありけるゆゑ蓮田市五郎に這の三個を補け〳〵見付の番所へ至り御老中の御役宅を御案内願ひ申さと云入るければ列座の〳〵る番人等は血は染たる
四個を見るより魂消へ〳〵腰さえ抜〳〵歯の根もあらぬ
度振ひ一言だにゆゑも答へず〳〵咸散々ゆゑ遁げ去りけ
に蓮田も今は困りけん笑ひあるゝも亦引返し八代洲河
岸を過るる時に山口鯉淵両個が既に自裁の跡ありけ
蓮田も夫より奈何ゆゑも田安殿まよりの一封の書附を
呈せんとの憶ひあるゝも齋藤等に序次はよもる深疵の
痛を堪ゝ〳〵あん見へけるば遂は脇坂侯の邸に至り
仕細を遂一は訴へけるは待事稍久ちゝ〳〵と内玄関へ
通さる家老尚掛りの役員等出張〳〵支實を尋らるゝ

より蓮田を懐中ゐ認めゐ〳〵一封を出し役員ゐ渡せ〳〵ゐ卒と〻之を受取り〻〻咸與の方ゐ入りける
ゐ赤の刺ゐ至り醫師来り〻疵所を珍察め其の手當を
做さゆく〻せ〳〵ゐ蓮田市五郎のいへるゆう我等皆死と
決心し今療治を乞んを不本意ゐ思ひ密生を得ざ恥と殘
さんより屠腹ゐさんと既ゐ覺悟の躰ゐ〻〻黒澤之と
止めゐ〻ゐ大丈夫何ぞ従容死ゐ就ざると茲ゐ至つて
蓮田ゐ死を止まりけるゐ日已ゐ暮んとまる頃脇坂侯

より申し渡さるゆう

来戸揃ゆ家来　日

黒澤忠三郎
佐野竹之助
蓮田市五郎
齋藤監物

右者思召有之石谷因幡ゐ人ゆ引渡ゐ遂ぐるのゆ

恁て四個ゟ石谷因幡守が邸ゟ護送せらるゝ其夜亦細川
侯へ御預けと做らるゝ佐野竹之助ゟ深疵の痛を烈し
く同夜細川侯の邸より身まかりける是より大関森
杉山森山廣岡等の譚ゟ移り尚関 鍔之助廣木増子岡
部海後等が傳を漏れ綽あく第六の巻ゟ説出せるを視る
可し

第 拾四回

却而説黒澤忠三郎佐野竹之助蓮田市五郎齋藤監物の
四個ゟ脱坂侯ゟ自訴做しけるに其夜細川侯ゟ御預けに
とあらるゝゟ佐野竹之助ゟ深疵の痛を強くして同夜逝
ふ落命せ茲ゟ亦大関和七郎森 五六郎杉山弥一郎森
山繁之助等い櫻田の退口より直ちゟ細川侯ゟ自訴ゟ
逮ぶ其時四名より出せる書附の寫し

細川家委関係を受ける書附

私共國許二月十六日ゟ立ち出る人ゟ潜伏仕る羽
愛宕山ゟ同志者拾七人を捜索ゟ外捜田拾平大

偶寄候作法之儀と迄為[illegible]間と相考井伊掃部頭
様御参勤之儀[illegible]有之[illegible]一揆[illegible]人
数[illegible]立塞り其間鉄砲[illegible]
籠[illegible]有之[illegible]
作首と討取勢を揚ケ鉄砲[illegible]
右[illegible]人[illegible]四人[illegible]
仕[illegible]
井伊様と付[illegible]

何[illegible]儀[illegible]
[illegible]儀[illegible]作戦許[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]候

大関和七郎
森五右郎
杉山弥一郎
森山繁[illegible]助

右は花橋東錦ちゝ櫻田一舉の一本より抄録せる所あり
蓋し届書の文章彼の四名が作る所とせば其拙なるゝ
より人と做りも隨つて馨しからざると思はるゝ迚
大関等が自書出せし届の綽を所傳え暗に東錦の編
者の恁物せしあらん東まれ西まれ事實に臻らと聊か
だゝも疑しからざるを視るゝ亦誠の顯はるゝべし恁く
四名も其儘細川侯へ御預けとあるしが蓮田等の時刻の前
後もあり〳〵居る所も亦異ありけれ然るゝ齋藤監物い

疵所の痛を日に増募り外療の術其甲斐なく同八日の
朝已の刻終に鬼籍に入しゝが嚮に佐野が死骸と共に
羅に納め細川の邸より幕府の指令を得て池田播磨
守が役邸に送らるゝ復海後磯碕之助廣木松之助を
凱歌を揚ると衆に先んじ外櫻田を駈拔て何が包し
物を携へ容躰を變じ一目さんに船橋道を急ぎ〳〵何
地とも知らず差方を故郷に飯る錦の家土産そもゝ
ぬゝ筑波根の峯より高き君恩に報ふ心の底深き男女

川瀬の水すゝぐ彼の海賊の両個ハ其後行衛を知まゝ
まゝける朐ハ忠の関を居心を堅き鎺之助を既ニ其庭
を引揚て一先西國の方へまゝ〳〵んと芝口まゝを至り
〳〵ゝど素より數ヶ所の手疵を負ひ茲ニ至て一足ゞゝ
進を行事能ざまゝハ世ハ之まゝと心を決〳〵聽て芝の
汐留橋の欄干ニ寄り苞り短刀をゝ咽喉を貫き水ニ
投ゞて死たりける
因ニ云関 鎺之助を闘ひ果〳〵ゝり再ゞ水府ニ
皈り後北國ニ至り捕縛とゝの〳〵江府ニ護送せ〳〵ゝ
たるまゝ〳〵書〳〵ゝるまゝと這を信用まゝるハ足る證
あゝざまゝハ余ゞ著を所を彼の花橋東錦の説ニよ
を暫時這ニ引用も然まゝども其の是とまゝるハ亦さ
りのゞあゝん

三月四日井伊掃部頭家来より幕府へ出せ〳〵書面ハ
掃部頭昨日登
城申上ゞ変

者有之候共右之者共水戸様御在坂中
修理方へ様ハ乃家来之儀ハ水戸の申候
掃部頭へ水戸員申候程之儀之者ハ
所遣之之儀ハ乃度候得共何分家来
者共甚候暫時ハ御屋生ハ捕押之
上筋糺之所渡之成家来之者之
子細相ハ得度与一同懇願仕候者何卒
此儀宜敷御願之通り御仕付被成候段

井伊掃部頭家来　岡本半助
　　相馬隼人

右之通り岡本半助を呼び出し左の通り達せらる

即夕幕府より

願面之儀難引渡筋と答事

但し幕府より　這度一挙の事務取糺の為三日の昼左

の役員を更る詮儀撰りとせらる

寺社奉行　松平伯耆守
大目付　久貝因幡守
町奉行　池田播磨守
御勘定奉行　山口丹波守
御目付　駒井山城守

松平伯州を始め協議のうえ餘防の手當嚴重ゝゝ即日其向る達せ〳〵書附の寫〳〵

松平肥後守
酒井左衛門尉
松平越中守
大久保淮之助

今朝掃部頭登　城撰ケ水戸殿家来共及乱妨候ニ付テハ此上水戸表ヨリ若多人數出府致シ候儀モ有之候〳〵時宜次第可及沙汰旨間早〳〵人數差出出積兼而ゟ善可申付置事

壯士包みを携えて常陸の國に還る
冥參査

右ハ内藤紀伊守役邸まゝ各其家臣を召し達せらる尚
復同文まゝ久世大和守土屋采女正土井大炊頭牧野越
中守戸田綏之助等まゝ嚴ま指令あり當時ま至り水戸
公まゝハ幕府の爲ま復一層の嫌疑を請らるけん礫川邸
を殊更ま防禦まるの勢ひあり其ゞ故を同月九日ま至
ま内藤紀州より竹橋御門清水御門田安御門半藏御門
の通行を止めらるゝも知らるゝ這ま最迷惑
なる側杖を蒙むらるる咄あり扨ハ松平大隅守庁桐
石見守戸田七之助の三家あり同十二日之も内藤紀州
の役邸へ出頭まるゝの達しありけるゝ松平隅州の
名代を岩瀬内記庁桐石州を三浦美作戸田の名代を小
倉新左衛門まり然るを内藤紀州を大目付伊澤美作守
と立會まゝ件の名代人ま申渡さるゝ去る三日外様
田ま於ゝ重き御役人へ對し多人數狼籍ま及ぶの時人
數をも差出さるを心得うゝ等閑の儀不束の支ふよう差
扣を仰せ付らるを候まりと听ゝ件の名代を逸足早く

邸は飯り表裏門閉〳〵重役始め遠の集會動ゝ御首尾を取直〳〵一時も速く御免を做さんと夫より賄賂を蒔散〳〵若干金の功能顕さを御免の沙汰とゝなりしとそ恁く復幕府るゝゝ猶も餘黨を捕押〳〵と東江市街を云も更あり水戸街道をも嚴重は餘類捕縛の間喋らるるゝ心を盡を折〳〵も確固とゝたる手蒐りもあるを時日を過〳〵ける茲は廣岡子之次郎を手疵を數ヶ所は負ひ〳〵うど有村治左工門ゝ跡は付きゝ辰の口の方は走らんと日比谷御門まゝゝ漸くゝて至りゝゝ疵所序次は痛を烈〳〵鮮血流るゝ泉の如く心神倶は勞ゝ果て迚も堪べゝも思えざりゆん短刀抜きとり我と咽喉を貫き死〳〵ける夫より廣岡ゝ死骸い例の如く町奉行池田播磨守ゝ扱ふ所とあり ぬ恁て增子金六郎岡部千次郎両個を櫻田を駈遁て夜は昼を継〳〵三月十日あまり二日の頃大坂は着せ〳〵ふ這地も綷の嚴〳〵けまゝば身を寄んは便宜を得ざるとゝば鬼角ふ両個を談

合し増子も九州路の方へ下り歩の知己を便るべくと
茲まで袂を別ちしが其後増子の落着を奈何あり
や知る人なし慥なる程は岡部千次郎も増子と別れ
夫より身を商人の様に換へ再び路を東へ取り日を
経て江戸へ帰りしが素より其日の一泊を頼まんと
する家もありとも皆其時の嫌疑に渉りて進退既に谷
まりぬ今宵一夜を明しなば明日は當地を発足し
復北陸へ走らんと是まで暫く住家とせし浅草寺の

歩を意あり歩を馬路を浸して歩て来りしに最早田町の
夬を過ぎたり茲まで岡部に胸を問ひ腹を答へて足を
速め今宵を郭内まで仮寝して明朝まで せん術あるべん
と新吉原の大門側五十軒町まで平松と喚べる引手茶
屋へ入り来る常州来湖の商人まで二葉屋三右衛門と
りんる者ありと偽名を做して謂込まで彼の平松も
這人が櫻田同志の壹人とは且て知るよりぞ
唯商人の如くに饗應して例も遊里の習ひまで早速妓楼

は云遣りの夫より酒肴藝者あり〳〵准備早〳〵も出来〳〵
卒御供と者版は火を點じ〳〵先は立つ下婢は連れらる
二葉屋の岡部い共は大門を這ふ〳〵名は負ふ仲の町閑
の弥生の植櫻黄色なる山吹の花は籬の夜の花眺めて人
ある外世界實は此里の風景は四季を〳〵の仙境とり
とる更は恥ざるべ〳〵恁と平松の送りの者を江戸町貳
町目まで大廓と稱へたる泉屋清藏が抱まで其頃全盛
あり〳〵評判せ〳〵娼妓大淀が座敷は送り今宵初會の客
人ある二葉屋の岡部千次郎が相方と萬事い送り〳〵平
松と番頭新造が計らひまで夫より酒宴の儲けあり酒
も氣鬱を散ずるるの〳〵岡部もあ〳〵興は入り其儘
伏床は入りはけを示る程は復幕府より尚も櫻田黨
餘の者を殊嚴密は探索まるるあぞ既は其夜も新吉原を
殘る隈なく調べけるは五十軒町なる平松なども探索樹
もの入り来り客人の姓名を逐一尋ね聞けるは常州来
湖の商人まで二葉屋三右エ門とりんる仁を久〳〵来

る人あるやと問せ給へ渠は左ゝあらぬ今宵始めて来
らるゝ知己の客なれあらぬさりけるとて所〻の探
索捕手の思ひ合せる綜やありけん猶入相を所紀〻何
所持せ〻品物を這家に預けあるるべく一見せ〻
と云儘に主人を宵の程に二葉屋三右衛門より預りこる
風呂敷包を取出し立合あら〻開き視るに古布子一
枚に短刀一本ありけるを探索捕手一眼見るより此
短刀を所持せる〻正〻水府の浪人に疑ふ所あ

べ〻〻〻捕逃さぬ〻〻捕縛あさんと尚も氣振を知ら
さぬため平松の家内の者を最厳重に云含め夫より岡
部を縛さんと頻りに準備を做〻けるに素より岡部を
劔術の〻〻柔術さへ達〻る一騎當千とも〻ふ
べき者を力業に〻〻捕らんとせば十に八九を危ふきの
〻〻捕も逃さを這後の餘黨の手苑り覚束なしと物に
練さる捕縛の小吏等岡部千次郎が遊び居る泉屋が樓
上に至り案内の者と打連〻件の座敷に来て見れば岡

捕手謀つて新吉原に岡部を縛す

部へ未だ聽りもゆゝを空々とゝそありけるを捕手へ
靜うに一間に入り岡部を起ゝ云けるやう此程越後屋
が呉服店外廻り荷背負ひの久助とりんゝる者百金餘り
の品を持去りけるが渠を捕んと嚴重に今日ゝも四方
と探索まるに今宵平松の客人ゝ二葉屋とゝんりひ
ゝる者を其久助が相違あるゝと訴出ゝ者あれば是より
會所に來るべゝ。と聞いゝ岡部を懼るゝ色あゝ拙者ハ
來湖の商人ゝ其久助ゝあゝぐるけりと夾を聞
て捕手の者を呼び間違ひもあるべきまと一先會所へ
來りゝが訴人の三井の番頭に合ひあを白黒分るゝ
と強て誘ひ行うんとまるが岡部も之を容易にあるひ
恁る渠等が謀畧とゝの神ゝ以身の知るよゝゝ唯人
違ひある災難と思ひ濟ゝと捕手に向ひ素より人の相
違あるまゝどる行ぞが猶ゝ疑ゝて然もば事の分ゝ
うんを今晩ゝ飯るべきゝ手數を頼むと云ひ捨
ゝ法の如くに縛きるけり恁て捕手ハ仕澄ゝうと

夫より會所より連行きゝ有無をも糺さるに本縄は岡部を堅く戒しめて明日とも待ち網乗物にて其夜の中に町奉行池田の邸へ擔持て行き獄中に固く繋ぎける這時こゝに岡部千次郎い我と知りつゝ駈寄て捕らへらるゝ悟るとも今更せん術あらざるべ名を陰しとい同盟の誓ひを背くむのこゝろを終まい拒名を取るもやせんと心を礎うる勇士振舞其後第一席の糺問にて櫻田同志の壱個なる岡部千次郎なるよゝを自ら訴へ法庭にて最目覚しく櫻田の一擧を逐一辨白せしとを再説く岡部が縛に附うんとせる時新吉原の平松にて探索人が包を改め其中なる短刀を一目視るより其の人を水戸の浪士と知うるを奈何なる故と尋ぬるに先年水府老公が腹心の壮士等數名に短刀多く賜りし緯あり今此短刀も其の品の一ツにて岡部千次郎も賜りしものなるべし且て短刀の拵へも咸一様にて異なる所なし中身い新刀にて長さ大概九寸位束い二の

切の鮫もて巻き金具も總て金無垢なる装散〳〵の模様も
目貫も三葉葵の彫上けあるを彼の探索掛りの者も
是より嚮なる短刀の来歴委〳〵聞知りけん岡部あるとも
察せざるもども水府浪士と見認め逮捕なせ〳〵は計もも
櫻田一擧の一個あり〳〵と捕手の輩へ打寄て梟蟲〳〵
〳〵歓びける

近世櫻田紀聞巻之六終

近世櫻田紀聞巻之七

東京寄留　松村春輔編述

第拾五回

大廈の既に傾くんとする時人事の奈何逮ぶ所まあるんと
宜あるるかも正に之徳川氏の時運貳百有餘年武畧猛や
威を四海に振張せ〳〵る慶喜将軍一朝政權を朝庭に返
呈せ〳〵る〳〵〳〵忽然幕威の地に落て封建も終に王政
一新の時を期〳〵たり之威時運の〳〵〳〵なる所〳〵〳〵

人事の能く及ぶべき所為あるべし　茲に井伊中將直弼
主も當時幕府の柱石の臣にあり　聰明英智の聞え
高く其機に堪るの人才あるを以て參政等が強て大老
の職に座し　世を麻の乱もんとする瑞しあり　諸
侯も半ば朝廷に勞を尽して皇州の武威を四隣に張ん
とす　然るに中將直弼主は其身幕府の元老なるをもて
諸侯の幕令に背くんを慮り且つは外交の事さえあれば
這は壓制をもて鎮めもんが内外とるの憂ひあらんと

遂に壓制の甚しきを取行ひ　ひとしきより人心序次に分
離し　既に本文の如くに至る蓋し中將直弼主が世人
の非評を省ず外交の端を開きしは復一美事とも云へ
きも　編者も茲に評議為がたく　恁て元老を補けしは一
人長野義言ゆしと義言も亦奸惡とのゝ評せらるき者な
ら様ど勢ひ開地に及びしなる可し　義言は直弼主未だ
部屋住居なりし時折々館に召されて皇國學びを物しに
教への師なりて井伊家譜代の家隷なりしが出生を伊

勢國人なり〜若うして程なく本居大平大人の門に入て
皇國ぶりを學び夫より所々を遊学して駿州江州長濱
の邊に久しうありし時直弼主に召されて聽て彦の家を
嗣ぎ〜年始めて義言に十人扶持を賜ひ家祿の數に
を加へ給へり復直弼主幼うして時其母の下者を
して相形を觀せしに下者の中に這若君へ御高運
ふとき〜ませども難〜劔難の相の顕はるゝに御身
を全ふ過さんとすれば佛門に入るに示しと之に依て

其母を強く歎きて人君に乞ひ有司に謀り遂に一度
業門に入りぬ〜と云傳へ〜ぶ這へ直弼彦の生
長の後ち禪學に遊び悟道を学びぬ〜故浮屠氏へ殊
に慕〜く召されて館に出入りせるさへ屢なるより例の
附會の想像説を世に誤りて聞へ〜あるべ〜徒と直弼
彦の父君と井伊家拾壱代の孫左中將直中彦なる固と
より彦へ妾腹なり文政十二丑の朔日出生做〜ぬ
幼名鐵三郎と云ひ兄君多くあり〜と世を感早く去

壮士松下に大老を狙撃せ

もとゆひより鋏三郎君を弘化三年二月十八日嗣子と定め聽く嘉永三年庚戌十一月二十一日家督仰せ付名を掃部頭直弼と改めしより夫より嚮の述る安政五年戊午四月廿三日大老職を奉じ難き件の長野義言が策を遂ぜ壓制擬案を逐一採用あり

とあん茲に記せし中將直弼卿が詠を申し和歌數百首の中を撰び出たるなり

講武所の開業ふ人々ひきみはとゝ入るを見て

武士の摩心の如くかたをなるを終に出るまよさ

藤原直弼

いさぎよき水の流れも滝壁川とゝむるあるめ丈夫男子

梓弓本末とゝのへ仕ふるを引捨たゞ人

思ふまじ丈夫男が身をかろくとも惠まるゝ道の

朝鶯

見しゆめの夢の覚ぬ金波も覚るのてゝ晴ぬ春の曙

初時鳥

時鳥なれい初音とおとつれん待夜のかぜぞ吹くゝ袖ぬるゝ

雨中 ㅣ

ㅣ ㅣ の露の玉章ちるやさかけてきろ〳〵ん村雨の空

山家落葉

吹きおろす木の葉も寒く山里の袖ぶ孫さえの抜とふ夜そ

此餘は能く詠を出らもとる歌ども牧舉るゆ遑まゆゝ

孫ど紙員を厭ふ故きえあもが強く省きろ偖も元老井

伊中将まそ前ゆも陳述せ〳〵如く威権日を追く熾んゆゝ

〳〵ぶ或日紀伊殿の藩邸へ公用ありて罷らもとける帰路

喰違とゆゝる所へ差掛うゝる折〳〵もあれ何地よりゝ

一發の彈丸突然と飛来りて乘りゝる駕篭を打抜〳〵ぶ

武運の未だ盡ざりけん其彈佩刀の刮ま止まり中将の

身ゆゝ恙がゆゝ〳〵ど従者衛士等い恐愕〳〵且つ怪

〳〵〳〵時も移さも直ちま百方へ部署做〳〵ん捕へん

ものもと穿鑿を尤も厳ま及ぶと雖ども其の砲發せ〳〵

者を見認も然るゆ後此盜吟者捕縛せゝもとて百般鞫問

よ逮ぶるもと彼者更よ屈する色あゝ我宿怨の有るを以て掃部頭を附覘ひ〳〵甲斐あゝ一發を打損じ終よ本意を果さゝる吏遺憾限りあゝと白のを其餘招了せざゝ〳〵ゝを日ゝ増〳〵強き拷問よかゝゝ責殺さるゝ至り〳〵も更よ一言も吐露せざり〳〵這ハ許水府の産ゝと宇和島藩の某ゞ養子とゝ〳〵飯田一郎と喚る人あゝ實を安島帯刀等と同盟の壱人ゝ文武の業ゝも暗らゝ〳〵ゝ其の生来尤も忠直なるも終よ獄舎ゝ病死せ于

時年二拾三歳なり〳〵とゝん弁を再説井伊中将ゝも其躬を窺ゞゝ礮所者ゝ暗よ砲發せ〳〵吏さんゝあるべ豫防ゝゝ〳〵を慨ひ難〳〵と夫より後を姑且くゞ間登城其餘の他出ゝも倔強の壮士を撰挙〳〵常より一倍の伴當を召俱〳〵最嚴ゝよ護衛せ〳〵ゞ臆〳〵ゝる抔世人よ譏笑せ〳〵ゝを厭ひゝの故ゝゝゞ又自己の權威よ誇らゝけん幾程もゝ〳〵護衛を減じ平常の如くよせ〳〵ゝ時運の窮まる所ゝゝけん既よ三月三日ゝ

到り恁る椿事を生じ〻讀人心を附け申し糸抑頃も
萬延元年庚申の春三月三日這の日も上巳の嘉例なる
ものゝ諸候各登城あり就中井伊中將殿其躬元老と
るより辰の刻の太鼓と俱に我邸をば立出で稍櫻田
の門前に進を近づく事一町足らず做り〻頃行裝田舍
の社家とも思しき打粉の者兩個計り輿の邊まで找
寄り〻願書を捧げ出んとせ然るを其の日の前夜より
雪殊更に降きり此時に至り〻弥増烈〻吹雪の爲
に闇き〻〻〻〻〻〻咫尺も分ぬ烏羽玉の暗に異なる事なら
ば駕籠照の衛士等も例の輿訴と意を忽〻余せてい
眷念も做さず〻〻〻〻路次を急めく行くんとせ固より期
〻る浪士の手配り其時速く其機を失さず往手に四
五人の壯士等露わを出いて忽地前驅に擊つ〻覆り〻
勢ひて更ぐ〻破竹の如くあるるを徒士鎗持等は恐愕
〻適抗擊あきんとせるも合羽に笠に柄袋かゝ遺棄ん
と狼狽せるうち殘傷を負ふ者尠あ〻〻〻駕側の衛

士等も前を防ぐん心せうきそく歳其方へと立對ふ這の時は到り自然駕側も空虚せーうを彼の訴訟人は打扮る一両輩を始めとして其他同志の青年輩ら總計大畧十六七名刄を抜連き群がり蒐りて當るを暴卒は輿丁を砕き仆せば彦根の衛士等復驚きん立塞り主人は過ちあらせじと必死の奮戰做すと雖ども彼方い豫と期しる事まく肌まい各鎖子鎧を准備ーー其行装身軽の打扮なるは這方い不意を撃きーー事まく身拵へ

きる虚間ぐよりあらぬ敵を四方は受ける事ゆん薄痍深痍を負ざる者あらーー成散々は討ものを違路めき雑沓ぐを目はぐるも觸を隙間を得ずと壯士等を輿の左右は立蒐りて白刄をもいて中将の乗物擺と刺貫ぬき戸を蹴破りて曳摺り出しーー會釋もあげは撃殺ーー凱歌を揚げて首級を携へ立去らんとも傍は仆るーー一個の衛士在りて重痍あぐらも突立ちあがり夫遣そもとも去きども固より悠もね働らきは主人の敵は取り附きんー

拜參奄

評定所の
庭上ゑ義
士を糺問
す

天を仰ぎて歎息せしが程なくして絶命せり將又二個の衛士あり是も重疵を被りあり〳〵彦根侯の死骸を泣々輿の裡に納め諸肩入れて舁上げ〳〵持たる血刄扶け〳〵遂逸退きたる是等の心中奈何あらん後に听さん哀きまれも亦淺間敷縡なりや然るに此の日の變動に於る最も烈しきカ戰なりけん僅に瞬息の間なる彦根侯方供廻り〳〵即死疵負を枚擧るに二十餘名に逮びたり又浪士等の結局を前に綴り〳〵條下を讀合せ其の委〳〵きを知りなば借本傳の局を畧せり茲に結びたり之より自訴做したる浪士等が町奉行の法庭にて吟味を受け〳〵事に至る所は次の附錄を看て知る可し〳〵

附錄一篇

徒而幕府にて自訴做せし浪士の輩を〳〵所が吟味を做さん〳〵三月七日御預けの諸侯へ達せ〳〵る然るに浪士の中にて深疵の人のみ多く〳〵其庭に伺出

さん憾そぎるも尠からず獨り蓮田市五郎のみ固より
辨別ある壯士あるべき渠を糺問做まべきと評定所預
り吟味史松平伯耆守石谷因幡守池田播磨守其他御勘
定奉行山口等が内達を以て即ち蓮田市五郎のみを呼
出しける此日を殊に幕吏の輩威氣を正し列座を
小吏の輩ゆゑ枚擧るに遑なく恁て池田播
磨守へ席を進めくりんるゆゑ水戸樣御家來蓮田市
五郎這度同志の者を謀り元老井伊掃部頭どのを櫻
田御門先にあるべく狼藉に遣ぶのゝゝ御場所柄とりひ
剝さん天下の執權職を恁る始末に遣びゝに恐れ多き
と云ざる可らず然りとりんども又志さゝを達せ
ゝ自ら訴さん出る條神妙の段聞届け遣すべきの
去りあゝ元老へ狼藉に及びゝに奈何なる趣意
企ゝや有体陰申ゝ陳べゝ蓮田に更に恐る
色あゝ播磨守に答ふるゆゑ仰の如く御場所がゝも
顧みず元老を右の始末に及びゝに恐れ多き限りなき

と勢ひ止むを得ざる存意ハ嚮ヨ書面を以て股坂矣へ
申稟せしが夫より御賢察のるべし　池田の曰く成
程ゝき附けまゝ種々書載せしとても其の文意ゝ
元老を討取るべき趣意相立ぬ尤とも書面中ヨ多くの
箇條あるとても其の眼目とする所ハ奈何ぞや　蓮田　箇條
とも申せしハ逐一罪科を分折せしのみ　池田　開ぎ結局
ヨ到るゝハ只國家の御爲と身を拋ちて謀りし事
あり　池田　然らば國家の御爲とて謀りし趣意ヨ　蓮田

夫ハ嚮ふも申せしゆゝ憚り多き事のみなれど現
令政事を取行ふ所ハ元老井伊侯の事ヨ関し且つ
方今重き御役人列座ヨの御吟味ゝハ申し上ら元老
執政の御失体を軽卒の我等より一々申し陳ぶる儀ハ
尤とも恐ぶるふあるべき曲ま御賢察を願ふのみ
先ヨ捧げし書面をもつて畧御差知を下さるべし　池田
成程其の申し立ゝハ分明なれど其方等ハ同志を語
らひ國家の爲ヨ掃部頭を討取りたりとのみ申せしも

名義判然と立難し侍と申せば我等も同事の事なれ
其の主君の命を奉ト身を捨て名義を立つべし
且つ其方ハ御三藩の御家来なれば公然死地に入れ
こそ本意なれさまでなれば御直に窺ひ奉る前中納言
殿の内意なれ何等聞傳へ這度の事ふ至りしら然ら
まバ名義も瞭然し其方共を君命を奉ぜ忠臣なれ
我々も實に感ずる所あり今這の辞を聞や否市五郎
左衛門立て直し聲音尖なく陳ずるやう這ハまた思ひも
よらざる仰を伺ひしものなり君命を奉ト死まるハ人
臣の道なれ之を守るハ常なり蓋し我が水戸家なれの
ごとき一昨年来両公（景山公と當主とを）ともに御譴責を蒙むるも常
に政廟を恨ずるに車もあらんと御洞察ありて前君
（景山公）の内命より出て井伊家を討んとなれば何ぞ我等
如き軽卒の輩の縡を議まるを俟つべきを國老大夫
も座視傍觀為るを得んや之れ前君の意なるを
知る可し加ふるに薩藩有村治左衛門のごとき人の

為め一命を軽んじ共ゆ力を盡せ〳〵をもつて恁る御疑
念も氷解あ〳〵ゆゑ〳〵元来老寡君の儀ハ天朝幕府の御
為をのみ思ひ計らゑ恭順を専らゑ〳〵臣下ゆ過激を為
さんとする者ある時ゑ老君深く之を歎き種々教諭を
盡しゆふゆんと一國の士民ゆ知らぎる者あ〳〵之ゑふ
依つて這度の支件聞ゆ達するの日ゆ至らば嘸御勞心
あるべ〳〵と我等深くゑ恐るゑ所あり只井伊家へ右の
始末ゆ及び〳〵ハ國家の爲め做せ〳〵あうと云ひゑ終ら

ざるゆ石谷因幡守傍より進を出ぎん〳〵先刻より播磨
守ゲ申ゑ如く内命を受けゑゑゑ又掃部頭どの政事
を執り行ふゑ事ゆより前殿常々之を惡を近臣ゆ
どん語りゆふ〳〵を吸量し〳〵緯の茲ゆ及び〳〵ゆ〳〵名
義ハ更ゆ立ざるべ〳〵尚又其方抔そりやうの名を受
くるとゑ惜ゆざるゆ遠田名を惜ゆざる者ハあ〳〵ぎと
ど趣意ゆよりゑゑ毫毛も惜うゑど名義と申ゑる其
時ゆ立ち〳〵と後ゆ顕然立るゆ〳〵ゆ〳〵ゆ

物〻〻這度の義も不名義と做りもせめ是より後尊王攘夷の大義天下も明らかなる時は自ら名義も立つ筈〻〻并伊東も西も前君の吉意なるに并伊家を討ち取るとかくるものぞかしと恐れ多くも御役人どもの御疑念より發も精忠無二の老君を嫌忌致さるゝの甚しきものなり

石谷 其方どもは井伊どのを討ち國家の為と陳うまつれせよ我等が眼は見る時は大器英才の御大老なるを何をもつてかや悪きと云ふ 蓮田 夫は嚮ゆる陳せ〻如く書面の箇條は瞭々たるべし 御兼知ゆるべし 松平伯耆守の曰く今此箇條を一讀もるに外交の事實は至るとかくは獨掃部頭どのが採り行ふと云ふもあるとせ并を夫々小役員あり施行せらるゝ政まつ其方抔が國家の御為天下の為とかくぞる事は関係せざとる自分主君は仕ゆるとて則ち國家の御為なり天下も天下の役員あり先刺より其方は前殿の思召を酌とり這度の一条あり及ぶと申さば佐野竹之助も前殿の小姓

役を勤めゝ〳〵ゝ何ゝ竹之助より吟及び〳〵事もあり
ぬべゝ〳〵在体陰ぶを申〳〵あげよ達田竹之助とゝ出ぬる
明日品川宿の妓楼よ於て始めて面會做せ〳〵人〳〵前
日渠より兼てゝるべき謂をあ〳〵まゝゝや先刺よりの御
紀問よ前殿の思召とゝ何ゝ故ゝ〳〵ゝゝゝ名義立ざる
やう仰せを蒙まどゝも緞今名義の立ゝぬよ係ゝゝゝゝ
前殿の思召を酌とり徳る事件を致せ〳〵ゝゝゝ餘日
よりゝゝり不審のかゝゝゝあるべゝゝ再應嚴重の御紀問

欠

MISSING

金子孫次郎
大関和七郎
森山繁之助

右ハ記せ〳〵壯士等ガ死骸ヲ本國なる親屬等ガ公ニ願ひ出ぐ其の月の末つゝと水府ニ持歸り各祭事を做せ〳〵とゝん這ハ常陸人の語りしをそゞ儘局ハ結ぶ緒あゝゝ此書や第一集の序めゝも辨せ〳〵如く引書原本そゝの物を當時の人の日記又ハ聞取書やゝゝの數本より

抄録し茲に局を結ぶ廿五回固より贅書の部類とも捨あん人もあるべけれど現今　皇威の輝くも此時既に昇龍の兆しを顕ぜし勤　王英士が實説なるべ　聖世のかくも有難き始めを知るの端とかるべし　複櫻田義士を慰まる歌あり録して以て祭文に代ふのみ

時あらぬ雪よきよめし丈夫男の名を後世に語り継鴨

近世櫻田紀聞巻之七　終

本傳附録の結局を辛うして稿を脱し庭上を望めば新柳風に春色を帯び鶯舌花を唱ふ聲幽艶にして云もぬ時正に三月廿五日哺下の霞の絲眼も亦蛙に借もけん机上に其が儘脈拂稍一臨を催ま折しも柴の戸をらぬ孤格子を開けば入来る雪踏の音ぞ夢を結ぶ毀らもう其の客人を異あらぬ本文の出版者あり書房文永堂の主人に有先醒此頃の功勞なる既に圓圓の巻を誦讀せらるの幸ひを得實に喻快の限りに侍も

と今朝〳〵も古き物の本を買求め〳〵开ゞ中より恁る史畧のあり〳〵ゝゞ聊巻端を兒〳〵よ此傳ハ漏〳〵條款の有るやうあるべゞ今二三の丁數漆え然るべき事を書付けくよとせもわたし〳〵〳〵止む亲色だゝ見えざるを困ゞあゞゝゝ文永堂ゞ携へ持〳〵史畧を視るハ之あん城氏ゞ著せ〳〵近世野史と題号せる余ゞ嚮ハ著述せ〳〵復古夢物語を見るゞ如きの物あゞ〳〵彼の櫻田の段ハ至り〳〵〳〵採〳〵添ひべき事さえあるべゞ左ハ記せ蓋〳〵重畳の條下を獨り編者の罪と〳〵ゝゝ事勿を叔云井伊家より直弼主の大切届け書の真書と男愛尤ハ家督相續ホの書附よ〳〵〳〵左ハ録せ

掃部頭痛所追々及全快候得共持病ノ症積度々差引有之其上胸痛ニテ薬食モ不相進手足血冷次第ニ虚胗ニ有之急変ノ儀難計容体ノ趣竹内玉道様被申付候此段一應申上候以上

閏三月廿日

井伊掃部頭内

慥ニ幕府ヨリモ又上使をもて掃部頭か容体を尋ねら
れ夫より日數も過ぬ井伊家の名代を呼出されしう

井伊愛麻呂
名代
南部丹波守

掃部頭遺領無相違被下候御先手始諸事家格之通
可相勤候京都表御守護之儀亡父掃部頭時通被
仰出候

別段

其方へ遺領被下候比合ノ儀先格之振合モ有之候
處掃部頭役中格別忠精其上先般御内沙汰之趣モ
厚ク相心得家中未々迄心得違之者無之聊モ御苦
労不相掛様猶又愛麻呂へモ教諭方行届御安心被
思召候且家格之儀出格ニ譯ヲ以テ遺領速ニ被仰
付候事ノ條被得其意京都表御守護ノ趣厚ク相心

得在所表手當ノ儀尚又手厚ク被致非常手抜無之
様彌嚴重ニ被申付幾久敷忠勤可励候事
右之安藤對馬守の郎ふ〱〱老中列座若年寄立會
ゆく大目付遠山隼ノ正之を遣せ〱る恁〱後井伊家
ゟハ始め〱直弼主の死を發〱遺骸ハ武藏國荏原郡
世田ケ谷村ある曹洞禪門大渓山豪德寺ゟ佛祭〱則
ち法号ハ
宗觀院柳曉覺翁大居士

是より之森山繁之助ガ閏三月廿三日評定所ゟあ〱〱
糺問の折〱言上せ〱聞取書
一　此度出府ノ者三十四人外ニ上京ノ者八人右
三拾四人ノ者掃部頭殿へ拾七人高松殿へ拾
七人切込候テ掃部頭殿ハ下恐御首ヲ打取候
ハ尤高松殿ヲ打取不申殘念ニ御座候
一　松平伯耆守尋子ニハ繁之助其方共掃部頭殿
ヲ恨ミ可有之候ハ尤有村治左エ門ハ如何ノ

存寄ニテ同心致シ候哉繁之助御答ヲ恐申上
候治左エ門儀ハ昨年七月御仕置ニ相成候鵜
飼幸吉ト申者ノ重縁ニテ片時モ難忍義ニ付
同心仕候テ掃部頭殿討留申候

同日池田播磨守より杉山弥一郎へ糺問の听取り

一 弥一郎其方儀ハ掃部頭殿ヲ打留候旨達テ言
上スレ共不得其意必ズ首ヲ打取候ハヽ片袖
ナリ共切取首ト共ニ役筋へ持参致候ハヽ假
令紛敷首ナリ共連 上聞井伊家改易ニ可相
成候ヘトモ無證據ニテ唯打取候トノミ申立
候テハ取上ル筋合ニ無之且上京之者ハ如何
ナル所存成ルヤ弥一郎申上候此儀ハ上京ノ
者ノ存意ニ任セ候事故只今申上候分ニハ参
リ兼候

右ハ録せる所の聞取書其文章頗る拙纂なれども傍當
時のさまを視るふたるべし且ツ前ハ著せし第二編の下

巻十四丁ゟ有村兄弟ゞ對議の條下より开ゞ文中ゟ伯父の伐まく俱ゟ天を頂うゝ中畧這の儒者の姓名素より名高くり〳〵人おゝゝけもゝど原本だゝも有村ゞ伯父とのゝゝ録〳〵書漏せ〳〵と遺り惜き云々と書〳〵と正〳〵く有村ゞ伯父と鵜飼吉左工門做るべき事杉山ゞ言上まく其證〳〵顯然ゝ〳〵依て過日の粗漏を謝〳〵併せて文永堂主人の遺志おゝ〳〵おゝんと再び茲ゟ殘篇を全ふせる事然り

櫻田紀聞第三編下巻殘篇之終

明治九年三月十九日出版御届
同十九年六月廿四日製本御届
東京府平民 武田傳右衛門
京橋區弥左工門町十三番地
藏版 書林
大發賣人
鶴聲社
春陽堂
辻岡文助
兎屋誠

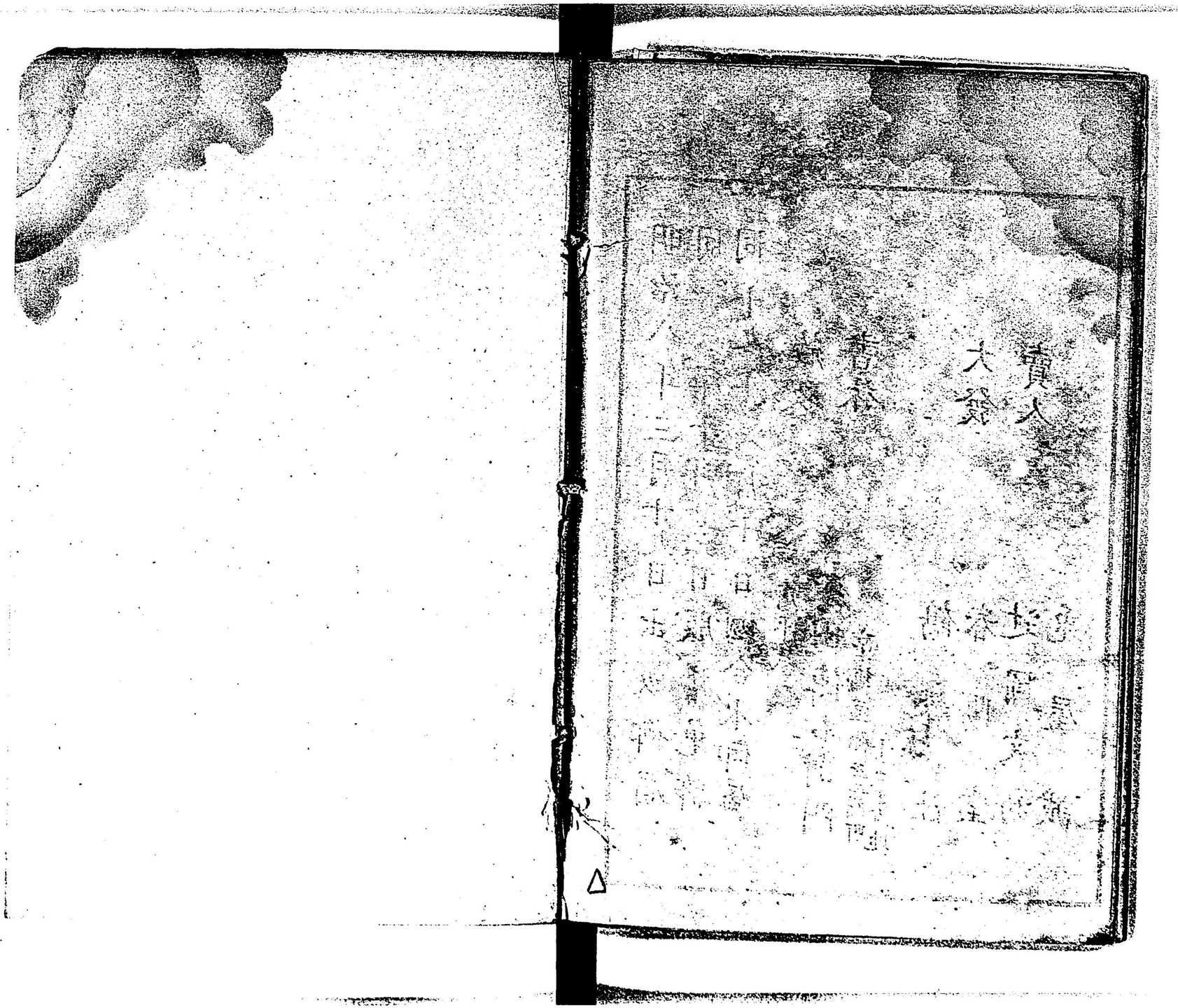

3/
/
23

090586-000-3

特11-322

近世桜田紀聞

松村　春輔／編

M19
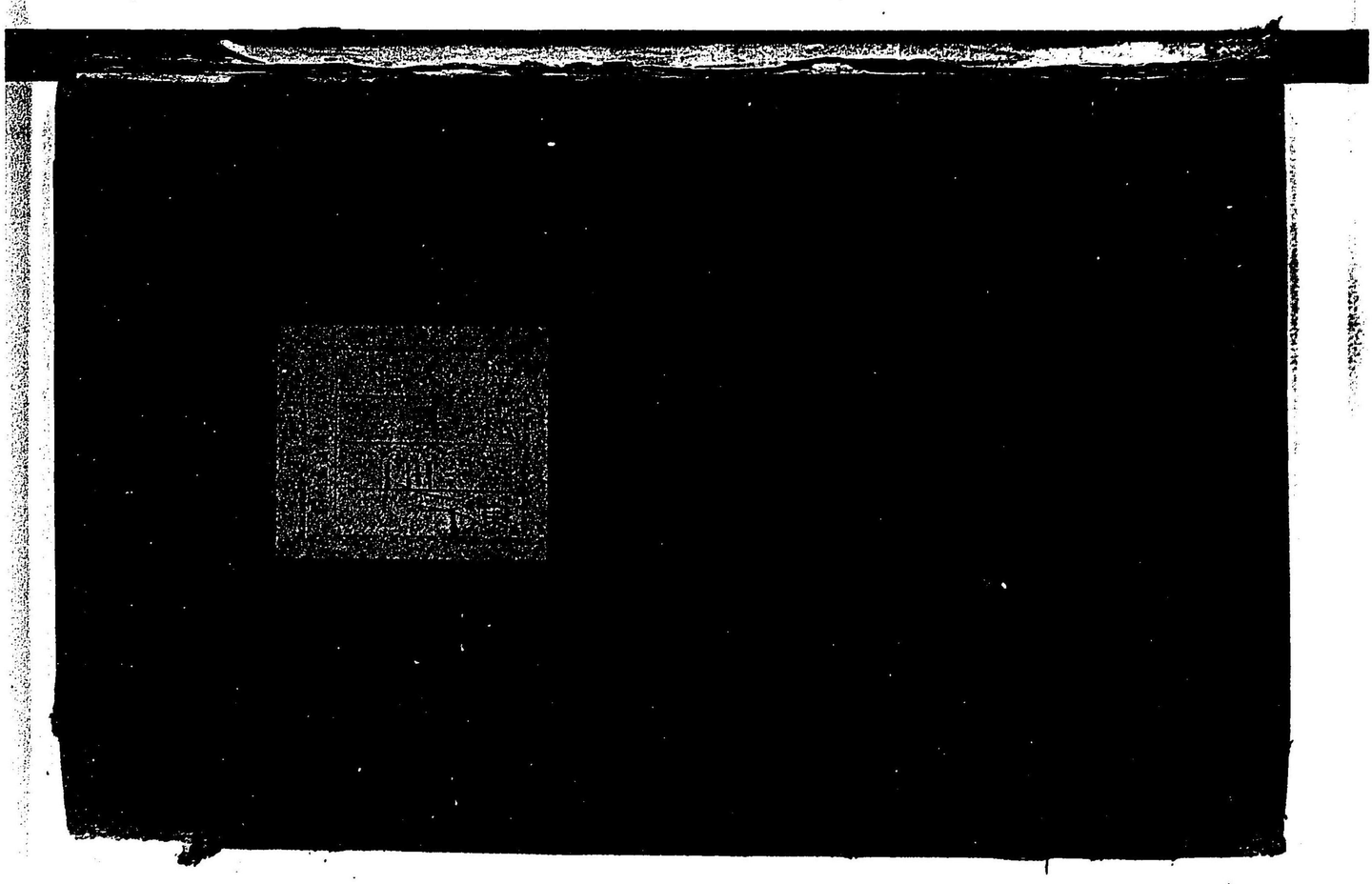
DBN-1146